

フラグシップ・ニュース 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第 478 号 この資料は全部お読みいただいて 170 秒です。

今回のテーマ： マザーズ上場会社の不正会計

東証マザーズ上場会社で、相次いで不正会計が発覚しました。F 社は、上場時の 2009 年 3 月期の決算において、実際の売上高が 3 億円ほどしかないにもかかわらず、118 億円に水増しした粉飾決算を行った疑いで、証券取引等監視委員会の強制捜査を受け、上場後半年で上場廃止となり、破産に追い込まれました。また、S 社は、監督官庁による不正会計処理の指摘により、調査を行った結果、代表取締役を含む取締役 3 名が関与する架空売上及びその隠ぺい行為が明らかになり、上場廃止となっています。さらに、A 社は、子会社が複数の会社を経由した資金循環取引を行ったとして、過年度の決算を訂正するとともに、2009 年 8 月期の内部統制報告書を重要な欠陥があるものとして訂正しています。

粉飾の手法

これらの粉飾の手法は、架空の外注先や出資ファンド等を利用した資金還流取引、資金循環取引、会計証憑の偽造、虚偽の説明により架空売上の発覚を回避ないし遅らせるといった比較的古典的なものですが、悪質・巧妙な方法により監査をすり抜けています。例えば、F 社の場合は、資金還流取引により受注を偽装したうえ、売掛金の回収が長期化する理由については、売上計上の基準となる設備の設置から、支払いの条件となる技術検収までに長期間を要するといった業界特有の事情を利用して監査人を納得させていたものと思われます。また、S 社の場合は、架空の売上または売上先について、監査人が発送した残高確認状を取引先や郵便局員から直接回収し、虚偽の回答を監査法人に発送して、発覚を回避していたとされています。

なぜ粉飾は起きたのか？

粉飾のような不正は、不正に関与しようとする「動機・プレッシャー」、不正を実行する「機会」、不正に対する「姿勢・正当化」の 3 つの要因が関係しているといわれています。特に上場会社であれば実効性のあるコーポレート・ガバナンスを設計し、有効な内部統制が整備されていることが期待されるため、不正を実行する機会は比較的少ないものと考えられます。ところが、今回不祥事が発覚した 3 社については、紙の上では立派な組織体制が構築されていたとしても、実際にそれを運用するための組織風土・文化が醸成されておらず、「仏作って魂入れず」の状態だったのではないかと思います。株式上場のために、急ごしらえで組織体制を整備しても、構成員の意識が低いままではその効果は期待できません。成長企業向けに迅速性を重視して、審査基準が比較的緩いとされるマザーズ上場会社において、不祥事が立て続けに起こるのも偶然ではないと思われます。

経営者不正にはどう対処したらよいのか？

経営者不正に対処するためには、取締役会や監査役会の監督・監視機能が重要といわれていますが、不正に関与する経営者がその構成員を実質的に選任する立場にある場合、その効果は期待できません。そのような場合には、内部通報制度のように外部に SOS を求める仕組みを作り、不正を食い止めることが考えられます。しかし、不正が発覚した時に会社はまともな状態では存続できないことを考えると、やはり、経営者自らがこのことを「肝に銘じて」経営することが最も大切なことだといえます。

お見逃しなく！

2010 年 3 月期の有価証券報告書から、コーポレート・ガバナンスの状況の記載内容が拡充されました。企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する具体的な理由、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員について当該知見の内容、社外取締役・社外監査役（以下、「社外役員」）の独立性に関する考え方、社外役員の選任状況についての考え方、社外役員を選任していない場合には、それに代わる体制及び当該体制を採用する理由などの記載が新たに求められています。